



個人情報及び都内共通入浴券の紛失について

生活保護世帯のうち自家風呂がない世帯に対して、地域の民生委員を通じて、入浴券を支給する事業において、6月26日、配布を担当した民生委員が対象世帯リストと都内共通入浴券(以下「入浴券」)を紛失したことが判明しました。同日警察に遺失物として届けましたが、6月30日現在見つかっておりません。

1 紛失した個人情報及び入浴券

支給対象世帯リスト 1枚14名分

リストに記載された情報：世帯主名、住所、等

紛失した入浴券 合計660枚、277,200円相当

2 紛失の経過

6月18日

：杉並福祉事務所高円寺事務所(以下「高円寺事務所」)より、民生委員に支給対象世帯リスト(以下「リスト」)及び入浴券を渡す。

6月26日

紛失に気づき、同日、警察に届出。

6月27日

：民生委員から紛失の報告。

3 今後の対応について

本日、リストに掲載のある14世帯に対して謝罪を行うとともに経過説明し、入浴券支給対象の11世帯に入浴券を支給します。区として、再発防止に向け、入浴券の支給方法を検証し、個人情報保護を徹底します。

田中良(たなか りょう)区長のコメント

「入浴券支給対象者の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。個人情報の紛失はあってはならないことであり、区として本件の検証を行い、再発防止を徹底してまいります。」

【問い合わせ先】

杉並福祉事務所高円寺事務所担当課 電話5306-2611

総務部広報課 電話3312-2111